

死刑廃止を推進する議員連盟の

死刑執行停止法案を考える

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会（そばの会）

先日、「死刑廃止を推進する議員連盟」（会長・亀井静香）は、今国会での提出をめざす法案を公表しました。

新聞等でも一部報道されていますが、5月24日、日本弁護士連合会が主催するシンポジウムの席上、その詳細が紹介されました。

- ①死刑制度の存廃等に関する臨時調査会（仮称）の設置。
 - ②死刑の執行停止に関する刑事訴訟法の特例。
 - ③重無期刑創設に関する刑法等の一部改正。
- の3項目を1本の法律案で規定するものとする。
というのがその主な内容です。

☆☆☆

- ①の死刑臨調は国会議員を構成員とし、3年間を設置期間とするものです。
- ②は、死刑臨調の設置から4年間、死刑の執行を停止とするものです。
- ③の「重無期刑」とは仮釈放の無い無期懲役刑を新たに設けるものです。ただし、15年経過後に恩赦の上申権を認める恩赦法の一部改正がセットで考えられています。つまり、重無期刑の判決を受けた場合、15年後に恩赦が認められたとすると、現行の無期懲役刑に減刑され、現行の無期懲役刑では10年服役しないと仮釈放は認められませんから、最低でも25年は服役することになるわけです。

☆☆☆

日弁連主催のシンポジウムでは、国会議員、学者、弁護士、ジャーナリスト、犯罪被害者遺族など様々な立場の方が登壇し、この案をめぐる活発な意見が交換されました。

とりわけ問題にされたのは③の重無期刑の導入がなぜ必要なのか、という点でした。私たちもこのような重罰の新設が先行されることには疑問を持ちます。そういう死刑廃止を前提としたような刑罰のあり方こそ、本来、「死刑臨調」の中で検討されることではないか、と。

この法案をまとめた国会議員たちは、世論の動向とそれを反映した国会情勢を考えるならば、これがもっとも現実的な死刑廃止への「一里塚」となるうる法案であると訴えました。亀井氏は死刑存置論者の多い自民党の中でも、そういう案ならいいんじゃないか、という声があるんだと語りました。

☆☆☆

正直、私たちのあいだでもこの法案への評価は分かれます。それは、「政治」への信頼の温度差でもあるようです。みなさんはいかがでしょう。